

東大阪市告示第 1 1 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項に定める医療機関から、同法第 6 4 条の規定による変更の届出があったため、同法第 6 9 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

東大阪市長 野 田 義 和

変更を行った医療機関

別添のとおり

指定自立支援医療機関(育成・更生医療)変更等一覧(令和8年8月1日変更)

診療科目	医療機関名	所在地	担当医師氏名	届出別	医療機関コード
医療機関	地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3丁目4番5号	丸本 明彬	変更	50-13617